

平成16年1月16日

自動車交通局技術安全部技術企画課長 殿

照会者名  
株式会社アルティア  
松永 泰孝  
住所  
東京都品川区大崎1丁目11番2号  
ゲートシティ大崎イーストタワー21F

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

道路運送車両の保安基準第43条 第5項 「盗難発生警報装置」  
別添63 「盗難発生警報装置の技術基準」  
盗難発生警報装置の制限に関する適合範囲の確認

2. 将来自ら行なおうとする行為に係る個別具体的な事実

各種センサー（超音波センサー・振動センサー等）を使用して車室内への侵入および車両への衝撃等を監視する盗難警報装置をディーラーオプション部品として検討しております。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

<見解>

本法令名及び条項は自動車メーカーが盗難発生警報装置を車両標準装備(\*1)として設定する際に適用されるものであり、ディーラーオプション部品(\*2)およびカーショップなどで販売している市販品としての盗難発生警報装置へは適用されないものと考えております。

(\*1)自動車メーカーが車両製作時に組み込む装備のこと

(\*2)車両を小売販売後、ユーザーが任意に選択し、小売販売店にて装着される部品のこと

<根拠>

本技術基準第5項「作動限界及び試験条件」中に記載されている下記の試験項目について、下記根拠より該当する試験が自動車メーカー以外実施することが不可能であるため。

(試験項目)

5.2.11 電磁両立性

5.2.13 自動車に衝撃を受けたときの誤警報に対する安全性

5.2.15 車室内制御の誤警報に対する安全性

(根拠)

上記試験項目確認中に、車両ごとの形状および構造に起因する動作不具合が発生した場合、盗難警報装置を自動車メーカーにて設定する場合は部品側での対策と併せて車両側での対策が可能であるが、ディーラーオプション品および市販品では車両側での対策が不可能であるため。

ディーラーオプション部品および市販品は、同一のユニットを用いてセダン車やワゴン車といった車両形状の異なるさまざまな車種へ適用を現状行っており、車両ごとの仕様に対応したユニットのチューニングができないため。

ディーラーオプション部品および市販品の盗難警報装置を設定するために該当する試験を実施する場合、盗難警報装置設定予定車両の全てを確保することが不可能であること。また、車両全体での電磁両立性の確認を行うことが可能な大型の試験設備の確保が困難であること。および完成車両への取付けとなるために車両へ衝撃を与える試験を行った場合、車両破損の恐れがあるため。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

なし

5. 連絡先

東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号  
ゲートシティ大崎イーストタワー21F  
株式会社アルティア  
松永 泰孝  
TEL:03 ( 5436 ) 2336